

## 日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2017-003事件

競技者氏名： X

競技種目： レスリング競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 29 年 12 月 11 日

日本アンチ・ドーピング規律パネル

副委員長 山内 貴博

山内 貴博

### 聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、平成 29 年 12 月 11 日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

平成 29 年 12 月 11 日

山内 貴博 山内 貴博

塚越 克己 塚越 克己

目崎 登 目崎 登

### 記

〔決 定〕

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び同 10.8 項に従い、平成 29 年 10 月 22 日（検体採取の日）から同年 11 月 21 日（暫定的資格停止期間の開始日）までに獲得された競技者のすべての個人成績（平成 29 年度全日本大学レスリンググレコローマンスタイル選手権大会における競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。

- ・ 本規程 10.2.2 項及び同 10.11.3.1 項に従い、平成 29 年 11 月 21 日より 2 年間の資格停止とする。  
〔理由〕
- ・ 平成 29 年 10 月 22 日に実施された競技会検査において競技者より採取した検体からクレンプテロール (clenbuterol) 及び尿中濃度  $14 \mu\text{g/mL}$  のメチルエフェドリン (methylephedrine) が検出された。2017 年禁止表国際基準 (以下「禁止表」という。) において、クレンプテロールは「S1.蛋白同化薬/2.その他の蛋白同化薬」として、尿中濃度  $10 \mu\text{g/mL}$  を超えるメチルエフェドリンは「S6.興奮薬/b.特定物質である興奮薬」として、それぞれ禁止物質とされているため、いずれも本規程 2.1 項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は、B 検体についての分析を要求せず、平成 29 年 12 月 11 日に開催された暫定聴聞会及び本聴聞会において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関して特段争わなかった。
- ・ そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項 (競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること) の違反 (以下「本違反」という。) が認められ、同 9 条及び同 10.8 項に基づき、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績 (平成 29 年度全日本大学レスリンググレコローマンスタイル選手権大会における競技成績を含む。なお、当該競技会を以下「本件競技会」という。) はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞 (もしあれば) はいずれも剥奪される。
- ・ 上記検出物質のうち、クレンプテロールは禁止表における「特定物質」には該当しないから、本規程 10.2.1.1 項により、「競技者又はその他の人が、当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的ではなかった旨を立証できた場合」を除き、資格停止期間は 4 年となる。
- ・ 本規程 10.2.3 項は、『「意図的」という用語は、第 10.2 項及び第 10.3 項において用いられる場合には、ごまかす行為を行う競技者を指す。したがって、当該用語は、競技者又はその他の人が、自らの行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成することを認識した上でその行為を行ったか、又は、当該行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成し若しくはアンチ・ドーピング規則違反の結果に至りうる重大なリスクがあることを認識しつつ、当該リスクを明白に無視したことを求めている。』と規定している。
- ・ 競技者本人、競技者の母、所属大学のレスリング部の監督及びコーチ、競技団体のアンチ・ドーピング担当者の本聴聞会における陳述、並びに同人らが提出した資料によれば、以下の事実が認められる。
- ・ 競技者は、大学進学前の高校時代に複数回のアンチ・ドーピングに関する講習会を受講し、アンチ・ドーピングに関するある程度の知識は有していたものの、大学に進学してからは、所属大学からも競技団体からも、アンチ・ドーピングに関するさしたる教育の機会は与えられていなかった。
- ・ 競技者本人は、市販薬はもちろん、処方薬についてもできるだけ摂取することを控えていたが、本件競技会の数週間前から風邪を発症し、本件競技会の直前には、血痰を発するほどに症状が悪化していた。そこで、競技者の母 (元レスリング選手であり、アンチ・ドーピングについても知識を有していた。) から、幼少時からのかかりつけ医師の診療を受けるよう強い指示があり (本違反当時、競技者は 19 歳とはいえ、日本の法律上は未成年者であり、母親の

ある程度強い影響下にあったことはやむを得ない。) かかりつけ医師の診察を受けた。かかりつけ医師は、競技者が急性気管支炎に罹患していると診断したが、競技者が、自己が競技者であることを告げていたものの、本件競技会には出場しない予定であると述べたことから、気管支炎の薬剤として、「フスコデ配合錠」及び「トニール錠」を含む数種類の薬剤を処方した。症状が悪化していた競技者は先に帰宅し、競技者の母が、処方された薬剤を薬剤師から受領した。処方薬の説明文書には、「フスコデ配合錠」がメチルエフェドリンを、「トニール錠」がクレンプテロールを、それぞれ含有していることが明記されていたが、競技者の母は説明文書をよく確認せずに処方薬を競技者に交付し、競技者もまた、説明文書を確認せず、競技者の母から受け取るままにその処方薬を服用した。

- ・ 競技者及びその母は、本件競技会後に行われたドーピング検査において、直前に服用した「フスコデ配合錠」及び「トニール錠」を含むすべての処方薬を服用したことを、正直に申告した。
- ・ 本件において、競技者側が、「意図的ではなかったこと」を立証できなかった場合は、資格停止期間は4年となるところである(本規程 10.5.2 項の適用もない)。しかし、以上によれば、競技者本人の過誤・過失の程度は決して軽視できないものの、未成年者である競技者を取り巻く関係者の対応が適切であれば、アンチ・ドーピングに詳しいスポーツドクターの診察を受ける等の代替策により本違反は防止できた可能性があり、その意味において、関係者の責任は重大であり、競技者に酌むべき事情がある。そして、競技者が、服用した処方薬にクレンプテロールが含有されていたことを認識していないことは確かであるのみならず、同処方薬を、真に、気管支炎の治療を目的として服用しており、同処方薬を筋力増強等のために転用する意図があったとは認められないところである。したがって、本件事情の下では、本規程 10.2.1.1 項但し書きにいう「競技者又はその他の人が、当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的ではなかった旨を立証できた場合」に該当すると認めるのが相当である。
- ・ また、メチルエフェドリンについては、「特定物質」に該当するから、本規程 10.2.1.2 項により、「JADA が、当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的であった旨立証できた場合」に限り資格停止期間は4年となるところ、本件は、競技者がメチルエフェドリンを意図的に摂取したとは JADA は主張していない。かつ、競技者が両禁止物質を同時に摂取した事実と認められるため、メチルエフェドリンの摂取については、クレンプテロールの摂取に対する評価に吸収されるものと解する。
- ・ 上記の各事情及び今回の違反が1回目の違反であることを考慮して、本規程 10.2.2 項を適用し、競技者を2年間の資格停止とするのが相当である。
- ・ 本件では、競技者に対し、JADA 担当者による平成 29 年 11 月 21 日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.9.1 項に基づく暫定的資格停止が課されている。したがって、同 10.11.3.1 項により、資格停止期間の開始日は平成 29 年 11 月 21 日とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以上